

監査公表第5号

令和3年（2021年）12月1日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	鈴木	健	雄	
同	國	安	政	典

措置通知事項の公表について

札幌市長から「包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について（令和3年11月24日付け札幌第11036号）」が提出されましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 11036 号

令和 3 年（2021 年）11 月 24 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
窪 田 もとむ 様
鈴 木 健 雄 様
國 安 政 典 様

札幌市長 秋 元 克 広

包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について

令和 3 年 3 月 23 日に報告を受けた令和 2 年度の包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、当該結果報告に添えて提出された意見に基づき、又は当該意見を参考として講じた措置についても、併せて通知いたします。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和2年度

■ 監査テーマ 下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

(1) 指摘

※ 以下、表の上段に指摘（要旨）、下段に指摘に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「第3章 監査の結果及び意見・3 財産管理に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書127ページ】第3・3(4)イ 固定資産の除去漏れ

現物確認を実施した固定資産のうち、既に撤去・破棄されているものの、帳簿上には資産として残っているものが散見された。

まず、固定資産の撤去・廃棄等の除却手続を要する場合であっても対象資産を固定資産台帳上個別に識別できない場合は除却処理を実施しない運用を改める必要がある。除却対象となる固定資産が固定資産台帳から特定できるよう固定資産台帳を整備し、除却処理を徹底する必要がある。1件の資産の一部についてのみ除却処理が必要であり、除却対象の帳簿価額が個別に把握できない場合であっても重要性に応じて除却対象の帳簿価額を量的指標等（重量、長さ等）により算定し、除却処理する必要がある。

札幌市下水道事業会計規則第96条では、「各課長等は、その所管の固定資産を管理しなければならない。」と規定し、第100条において「各課長等は、固定資産の増加、減少又は異動があったときは、別に定めるところにより、財務課長に必要な事項を通知しなければならない。」第101条において「各課長等は、その所管の固定資産について固定資産台帳に整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。」としています。

また、第97条において、取得価額について「(7) 譲与、贈与その他無償によるもの又は前各号に掲げるところにより取得価額を定めることができないものについては、公正な評価額」と規定しています。

過去において、類似資産等を一括登録した資産があったことにより資産の特定が困難となっている資産があったこと、また、撤去・廃棄の報告を失念したことにより、除却済み資産の除却漏れが発生したものです。

指摘の資産については、令和2年度決算にて除却処理済みです。

その他の資産については、今後は現物調査を行ったうえ、登録上の名称は、明確に確定できる名称、数量等で登録すること、また、現物確認において除却漏れを発見した場合、その旨を明記して財務課への通知することを徹底します。

また、過去に一括登録した資産の一部除却についても、規則に準じて取得価額を算定し、除却することを徹底いたします。

【報告書131ページ】第3・3(7)イ 建設仮勘定の証憑保存期間

建設仮勘定の対象となっている委託契約の契約書が保存期間満了により破棄されていた。

建設仮勘定の根拠資料は本勘定へ振り替えられた時に本勘定の根拠資料となることから、建設仮勘定の根拠資料の処分は本勘定の根拠資料の処分を意味する。

また、根拠資料が十分ではない場合、取引内容を十分に確認できず、本勘定への振替の判断を誤る可能性もある。このため、建設仮勘定の根拠資料は本勘定への振替までは処分対象とせず、建設仮勘定を経由せずに資産取得した場合の保存期間まで延長する等の対応が必要である。

建設仮勘定の整理については、契約書等の根拠資料原本ではなく、事業内容や事業費を整理した資

料を基に本勘定への振替を行っておりました。そのため、契約書等の根拠資料原本は札幌市公文書管理規則による保存期間（10年等）で廃棄しておりました。

本件は、根拠資料が廃棄されている場合、本勘定への振替の判断を誤る可能性があるため、委託契約の契約書等の根拠資料は本勘定への振替までは処分対象とすべきではないとのご指摘があったものです。

委託契約の契約書等および事務費等の間接費の資料である固定資産整理伺については、建設仮勘定として整理している期間は保存期間を延長し、本勘定への振替時の根拠資料として保存します。

【報告書137ページ】第3・3(10)イ 固定資産の取得原価の範囲・算定

市では、事業費総額に対して工事契約金額の割合に応じた額を取得価額としているが、直接費の範囲は工事契約金額に限定され、個別に直接的に発生する工事契約金額以外の支出も事務費又は人件費として按分対象とされている。この結果、本来按分すべきではない直接費がほかの資産の取得価額に按分加算され、取得価額が適切に計算されていない。

なお、按分計算の基礎数値が決算報告書上の数値から構成されることは必須であり、今回そのような資料の提示を受けられなかったが、このような重要な確認項目が容易に確認できない計算資料で決算手続を進めることは、確認作業を困難にさせ、計算誤りを見逃す可能性を抱えることとなる。このため、固定資産の取得価額の計算資料の様式も併せて見直すべきであると考えます。

下水道事業会計事務取扱要領第6章3(2)で、「工事又は製作の場合の取得価額は、これに要した直接及び間接の経費の合計額である。たとえば、管路工事の取得価額は、請負工事費、材料費と工事に付帯して生じた地下埋設物の移設及び建造物の移転等の補償費のほか、職員費、事務費等の間接的な経費を含むものである。」と規定しています。

現在は、工事一件ごとの契約金額に、契約金額以外の支出額を按分加算することでそれぞれの取得価額を求めています。この方法では、契約金額以外に各工事に直接的に発生している経費（直接費）も、他の工事に按分加算される恐れがあるため、適切な取得価額となるよう、各工事の直接費をより詳しく算出すべきとのご指摘を受けたものです。

現在も、「内容のあきらかなもの」は契約金額以外でも直接費に区分していますが、この算出過程については、十分な可視化ができていないという状況です。

今後は、直接費には契約額及び付帯経費、間接費には特定の工事への紐づけが困難な按分対象経費が計上されていることが明らかになるように、固定資産の取得価額の計算資料の様式及び要領の改正を行います。

イ 「第3章 監査の結果及び意見・4 契約事務に係る監査の結果及び意見」 関係

【報告書144ページ】第3・4(3)イ(ア) 札幌市工事請負契約等における随意契約のガイドラインの記載内容の誤り

「このガイドラインは、地方自治法施行令(第167条の2第1項第2号から第5号までの対象となる可能性のある主な工事の態様を例示したものである」と定めているが、その内容においては、同第6号の工事態様の例示及び同第7号の具体例を包含するものであり、「第5号」というのは端的に誤りであり、「第5号」を「第7号」に改正すべきである。

本指摘事項は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第343号）によって、同令第167条の2第1項3号及び第4号の規定が追加されたところ、当該改正に併せ本ガイドラインの改正がなされなかったことに起因するものです。

令和3年3月29日付で、本指摘事項について改正を行いました。

【報告書148ページ】第3・4(3)ウ(ウ) 札幌市下水道科学館運営管理業務を一括して随意契約とすることの法適合性

本業務契約は、業務契約額の1/4を再委託することを前提にした随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の要件該当性を欠くものといわざるを得ず、再委託業務とそれ以外の業務を分割し、それぞれについての契約方法を再検討すべきである。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号では、「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」には、随意契約（任意に特定の相手方と結ぶ契約）によることができるとされています。本市の随意契約ガイドラインでは、これに該当する想定事例として、「契約の目的を達成させるために、技術やノウハウ等の優れた者と契約をすることが必要不可欠であるもの」を挙げており、本件契約はこれに基づき札幌市下水道資源公社との随意契約としています。

しかしながら、公社が受託業務の一部を再委託していることは、受託業務の一部を自ら履行できないことを意味しており、公社が本件契約の目的を達成させるための技術やノウハウ等が優れた者とは言えず、随意契約の要件を欠くとの指摘があったものです。

再委託業務については、来年度から順次、本市の直接契約としていく予定です。

【報告書158ページ】第3・4(3)カ(ア) 下水道台帳管理システム移行業務

法的根拠を地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続き特例を定める政令第11条第1項2号としながらも、市が随意契約を選択した理由説明は、同法令上の要件に従った説明となっておらず、当該理由のみに基づく随意契約による契約の締結は法令上の要件を満たさない。

本来、根拠法令の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続き特例を定める政令第11条第1項第1号と記すところを、誤って同政令同条同項の2号と記していたものです。

今後は、このような誤記を防止するため、書類作成時に根拠法令（写）等を添付するなど確認作業の徹底を図ります。

【報告書160ページ】第3・4(3)カ(イ) 厚別処理区国道36号（美しが丘1条10丁目他）下水道新設工事における業者選定調書の記載

事後に随意契約理由として公表されることになる業者選定調書上の業者を「特定とする理由」の記載が、実態と異なっていた。

このような記載により、客観的に認識される工事内容は、「雨水管及び污水管について、10月末までの引渡し期限付の工事」であるにも関わらず、工期が令和2年3月2日と公表されており、それ自体、矛盾を来していると言わざるを得ず、業者選定調書の作成を明らかに誤ったものと言わざるを得ない。

一般に、随意契約の結果については公表されるため、随意契約によることの正当性の検証は、当然その公表内容に基づくものであり、その客観的記載内容は、一義的に明確で、齟齬や矛盾のないものでなければならぬものです。しかし、本件については、以下に示す理由により、その客観的記載内容に矛盾が生じてしまったことから、業者選定調書の作成を明らかに誤った旨、ご指摘を受けたものです。

本件は、北海道開発局から、同局の交差点拡幅工事における支障物の移設工事として、大きく分けると下記2箇所の工事を要請され施行したものです。

(a) 擁壁関連工事

交差点拡幅に伴う北海道開発局施工の擁壁工事にあたり、本市所管の雨水管を令和元年10月末までに移設する工事。

(b) 歩道橋撤去関連工事

交差点拡幅に伴う北海道開発局施工の歩道橋撤去後に、本市所管の污水管を移設する工事であり、擁壁関連工事完了に前後して、可能な限り早期の完成を要請されていた工事。同工事については擁壁関連工事とは別途工期を検討の上で、その工期を令和2年3月2日までと設定した。

この工事に関して、事後に公表される業者選定調書上の、業者を「特定とする理由」の記載において、主な擁壁関連工事のみ具体的に記載し、他方を割愛してしまいました。また、工期の設定については、より完成が遅い歩道橋撤去関連工事の工期を考慮し設定しました。

その結果、「特定とする理由」の具体的記載は10月末までの引き渡し期限付きの工事である一方、工期は令和2年3月2日までという齟齬が生じてしまいました。

ご指摘を受けて、今後、特定随意契約を締結する場合において、本件同様2箇所以上の工事内容を含む場合は、業者選定調書を作成する際には、このような記載内容自体に不整合が生じないように、

工事関係係長会議で周知を行いました。

【報告書164ページ】第3・4(4)ア(ア) 下水道管理システム等データ入力業務の入札方法

データ入力という役務については、一定の知識を備えていれば作業は可能であって代替性があり、この種に適応する人材は多く、従前から担当してきた業者が必ずしも技術的に優位性があるとはいえない。

したがって、市の懸念とするところは、そのデータ入力内容の正確性を担保するところにあると思料されるものの、一般競争入札の例外要件を充当するほどの必要性も相当性も認められないというべきである。

よって、本役務については、次年度以降、一般競争入札によるべきである。

本業務は、工事しゅん功図等から下水道（施設）情報を読取りデータ入力を行うなどの特殊性があるため、指名競争入札による調達をしていたものです。

これまで一般競争入札による調達の可否を検討しており、令和3年度から一般競争入札による調達を実施しました。

【報告書165ページ】第3・4(4)ア(イ) 定山溪水再生プラザにおけるほう素処理に係る調査検討業務における指名競争入札選定根拠

本業務は、地方自治法施行令第167条第2号を根拠とするところ、「入札執行について（伺）」記載の契約方法欄には、その適用法条について、地方自治法施行令第167条第2号ではなく「3号」とされており、誤りが認められる。

本件は、契約事務で運用していた「下水道契約システム」から定型的に印字される根拠法令の条項（地方自治法施行令第167条第3号）について、事案に適した内容（第2号）に手書き修正すべきところを失念したものです。

プログラムに不備のある「下水道契約システム」は令和元年度をもって運用を中止しました。

現在は、案件ごとに柔軟に対応できる汎用ソフトを活用したシステムを新たに構築し、手書き修正を要しない事務処理により、適正な契約事務の執行に努めております。

【報告書166ページ】第3・4(4)ア(ウ) 西部スラッジセンター焼却灰運搬業務の入札方法

受託業者の質や信頼性確保については、一般競争入札に付すとしても、制限付き一般競争入札とし、総合評価落札方式（札幌市工事等総合評価落札方式試行要領）を採用するなどによれば実現可能と考えられ、懸念は顕在化しないといえる。

したがって、特別に指名競争入札とすべき積極的根拠がないのであれば、一般競争入札によるべきであった。

本業務については、産業廃棄物の適正な処理のために受託業者の質や信頼性確保が必要となります。そのため、令和元年度までは地方自治法施行令第167条第3号（一般競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当すると判断し、指名競争入札により受託業者を選定しておりましたが、本業務の検証を行い、適切な仕様発注を行うことで一般競争入札に付すことが可能であると判断したことから、令和2年度からは一般競争入札により発注を行っております。

今後も一般競争入札により発注を行います。

【報告書167ページ】第3・4(4)ア(エ) 西部スラッジセンター焼却灰セメント資源化業務における見積依頼書

指名競争入札の契約事務の内部手続きにおいて、市担当者は、見積を依頼する当該2者を宛名に連記した見積依頼書（案）を作成し、内部決裁を得ていた。

発送して問題となる書面をたとえ（案）としてであっても作成すること自体、その必要性が認められないだけでなく、同書面を送付するリスクを抱えるだけでありリスク管理としても妥当とはいえない。

本件は、設計書作成用の見積を徴収する際に、内部決裁用の見積依頼書（案）について一括で決裁を行うために2者を宛名に連記したものを作成し、送付用の見積依頼書についてそれぞれの宛先を記載したものを作成していたものです。

リスク管理の観点から、今後は、内部決裁用の見積依頼書（案）についても宛名を連記せず、それぞれの宛先を記載した文書を作成いたします。

なお、これまで宛先を連記した見積依頼書を外部に発送したことはありません。

ウ 「第3章 監査の結果及び意見・5 決算に係る監査の結果及び意見」 関係

【報告書186ページ】第3・5(2)エ 消費税の計算誤り

特定収入に係る課税仕入れ額の計算の誤りにより、令和元年度の消費税額が監査人試算で4,341千円過納付となっていた。これにより、会計上の雑支出及び未払金も同額過大となっている。

また、平成26年度から平成30年度の消費税計算においても、同様の誤りがあり、平成26年から令和元年までの影響額は監査人試算で合計40,817千円となり、消費税の過納付と見込まれる。

平成26年4月1日からの消費税率の改定に伴う納付税額の算出に必要な計算方法に誤りがあることが判明しました。これに伴い、過去の消費税納税額の更正請求が必要となりましたが、平成26年度申告分は時効のため更正請求できませんでした。

これは、平成26年度の消費税率変更以降の「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」を算出する際、臨時財政特例債の元金償還金に対する一般会計繰入金収入に対して「特定収入×4/105」と計算すべきところ、誤って「特定収入×6.3/108」と計算したことにより、消費税を過大に納付していたもので、担当職員が、消費税率の改定に伴う経過措置等に関する資料の確認不十分により、制度を誤って解釈していたことによるものです。

令和3年3月29日に更正請求を行いました。

今後は、研修を実施することで職員の知識を深め、また、税理士等専門家の活用なども検討し、チェック体制の強化を図ります。

【報告書198ページ】第3・5(6)ウ 減損会計の可否

決算手続上、毎事業年度固定資産の減損会計の検討を行い、減損損失を計上する必要があるか確認しなければならない。結果として、減損損失を計上する必要がある場合であっても、減損損失の計上が不要であるとの結論に至る経緯を決算手続として、記録・保管する必要がある。

また、遊休資産については帳簿価額が帳簿価額全体の1%を超えないことを理由に、結果的に減損不要と判断しているが、既に除却済みの資産が相当数帳簿上に計上されている可能性があり、帳簿価額そのものに疑義があるため、固定資産台帳の正確性が担保されるまでは1%基準をそのまま採用すべきではない。

コンポスト事業施設及び設備について、同施設に関する減価償却費は事業終了後每期計上されており、平成30年度決算上、当期純利益2,775,156千円の4.3%を占め、影響が軽微とはいえない。事業損益計算書への影響を考慮するとコンポスト事業施設及び設備については別グループとして識別し、減損損失を計上すべきである。

下水道事業会計事務取扱要領第6章9で「固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものは、その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価額として付し、減損処理を行わなければならない。手順として、固定資産をグループ分けし、そのグループ毎に減損の兆候の有無を判定し、兆候がある場合に減損の認識を判定する。固定資産のグループ分けについては、下水道事業全体でひとつのグループとする。ただし、遊休施設の帳簿価額が帳簿価額全体の1%を超える場合は当該遊休施設を別グループとする。」と規定しています。

下水道事業会計は、令和元年度末で帳簿価額約5,800億円の資産を保有しており、この規定は平成26年度の会計制度改正時、会計事務所とも協議のうえ規定したものです。

本件は、固定資産台帳の内容に一部誤りが判明しているという現状においては、当該規定をそのま

ま採用すべきではなく、純利益の4.3%という価額を考慮すると、コンポスト事業施設及び設備は別グループとし、減損損失を計上すべきとの指摘を受けたものです。

また、減損会計の可否については、その検討の経緯を記録・保管すべきとの指摘も併せて受けたものです。

企業会計基準適用指針第6号では、「現在の遊休状態が、資産をほとんど利用しなくなってから間もない場合であって、将来の用途を定めるために必要と考えられる期間にある場合には、減損の兆候に該当しないと考えられる。」と規定されています。コンポスト事業施設は、過去に有効活用や他の公共利用を検討した結果、現在は不用金属置き場として利用しておりますが、今後も更なる有効活用方法について調査・検討を進める方針であることから、この基準に則し別グループとしない取扱いを継続します。

なお、要領上は、1%基準のみで判断するものと読み取れる規定となっているため、令和3年度中に前述の会計基準を反映させた規程となるように要領を整備いたします。

また、減損会計の可否については、その検討の経緯について起案処理を行うことで適切に記録・保管いたします。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和2年度

■ 監査テーマ 下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

(2) 意見

※ 以下、表の上段に意見（要旨）、下段に意見に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「第3章 監査の結果及び意見・1 下水道事業における一般的な経営課題」関係

【報告書65ページ】第3・1(1)ク 下水道使用料の検討ルール¹の策定及び資産維持費の検討

料金算定期間が終わる時点で、料金設定時の計画値と実績値との比較、想定していなかった給水量の変動に伴う下水道使用料収入の減少や更新投資の増加等を踏まえ、持続可能な料金水準を検討し、公表することをルール化することが望ましい。

また、「独立採算制の原則」に従い、次回の料金改定においては、「札幌市下水道ストックマネジメント計画」等に基づく所要額を踏まえた資産維持費について検討をすることが必要である。

中期経営プランを策定する際には、意見にあるような料金収入の推移などを含む経営の状況について、札幌市営企業調査審議会²の下水道部会や市議会において議論いただき、資料や会議録をホームページなどで公表していることから、既に実態としてルール化しているものと考えています。

また、下水道事業における資産維持費の導入については、（公社）日本下水道協会が2016年度に改訂した「下水道使用料算定の基本的な考え方」において初めて示されたところです。

中期経営プランの計画期間における、料金収入の推移などを含む経営の状況や、設定した目標に対する事業の進捗状況については、審議会へ毎年報告の上、公表しており、今後も継続していきます。

また、今後の料金改定の検討にあたっては、将来の改築需要に備えた財源を確保する方法の一つとして、資産維持費の導入についても検討します。

【報告書67ページ】第3・1(2)イ(ア) 更なる広域化・共同化の推進

広域化によるスケールメリットだけでなく、それぞれが有しているノウハウの共有化も重要である。また、中長期的には、施設の集約化、改築計画等の初期の検討段階から、民間や他の地方公共団体も巻き込んだ広域化・共同化を図る必要がある。

さらに、ICTの有効な活用により、近隣の地方公共団体との広域化・共同化だけでなく、遠隔の地方公共団体との広域化・共同化が非現実的とは言えない可能性がある。長期的には革新的な技術の開発、ICTの推進、技術者の不足、札幌圏内外の人口移動などの積極的・消極的双方の要因により広域化・共同化を官民連携と同時並行して進めることを検討することは重要である。

これまでも石狩市からの下水・汚泥の受け入れや、道内自治体職員を対象とした研修等、市域を超えた広域的な取り組みを行っています。

また、現在、北海道や石狩ブロックの他自治体と連携して、「広域化・共同化計画」の策定に取り組んでいます。

現在、北海道や他自治体等と連携して「広域化・共同化計画」の策定に取り組んでいるところであり、中長期的には、今後の技術開発や民間動向等も見据えながら、引き続き検討を行ってまいります。

【報告書68ページ】第3・1(2)イ(イ) 札幌市水道局との更なる業務の連携

維持管理の共同化（一括発注、ICT活用による集中管理など）、事務の共同化（会計処理手続や台帳管理の共同化）など、水道事業を行っている札幌市水道局とのさらなる連携強化ができる業務が

あると思われる。水道事業の課題や課題への対応は下水道事業の課題や課題への対応とほぼ一致している。そうであれば、両者が経験で得られたノウハウを共有しさらに連携することによりシナジー効果を得られると思われる。

維持管理の共同化は、同じライフラインでありながら、水道管は強い水圧を受けるため、管種や水圧を調整するための多様な設備が下水管とは異なる等、技術的基盤には大きな違いがあるため、一括発注や ICT による集中管理による維持管理の共同化の効果を得ることは難しい状況にあります。

また、事務の共同化については、料金関係については既に取り組んでおり、新たな取組は難しい状況にあります。

料金関係等、事務の共同化については既に取り組んでおり、新たな取組みは難しいと考えますが、他都市の取組事例を調査するなど、検討を行ってまいります。

【報告書 73 ページ】 第 3・1(3)イ(ア) 水道局に委任している滞納整理業務に対する関わりについて

滞納者に関する詳細や水道局が行っている日常的な滞納整理について、局において必ずしも明確に把握できているとは言えない。局としても滞納状況の把握・分析や収納率向上の検討を行い、必要に応じて水道局と協議する等、当該局として滞納整理に関し積極的に関わる必要があると思われる。

現在、下水道使用料の徴収については水道局に委託しており、債権回収のための督促状の発送、給水停止も行われています。しかし、給水停止後の未納者に対しては半年に 1 回程の現地確認等を含む現況把握のみとなっているのが現状です。

水道局から引き継ぎを受けた滞納者に対しては、局において所在確認及び金融機関調査を実施しています。

下水道使用料の徴収に関して、令和元年度については、令和 2 年 3 月末で現年度分 87.2%、過年度分 93.9%、5 月末で現年度分 99.5%、過年度分 97.5% であり、6 月末で現年度分 99.7% の高い収納率を維持しています。

水道局への徴収事務の委託、徴収方法等については、高い収納率を維持しており、現行の取扱いに大きな問題はないと考えています。

しかしながら、監査人のご意見のとおり、局としての滞納状況の把握・分析や収納率向上の検討は必要と考えており、特に下水道使用料滞納額が 100 万円以上の未引継の高額滞納者については、徴収を委託している水道局と協議の上、局への引き継ぎを依頼し所在地調査及び各金融機関の調査を行うことなどを検討していきたいと考えています。

【報告書 74 ページ】 第 3・1(3)イ(イ) 所在が把握できない滞納者への対応について

水道局は、毎月、局に対して、上下水道システムを通じて滞納額を報告しているが、この報告の中には、所在が把握できない滞納者に関する情報が含まれている。しかし、水道局として当該滞納者の所在調査を尽くしたと考えているのか否かについては報告していない。

水道局として所在が把握できない滞納者の所在調査を尽くし徴収困難と考えたのであれば、そのことを局に報告し、局との間で、当該滞納者の所在調査の方法及び徴収方法について協議する必要がある。

水道局からの情報によると、所在不明者は月に 215 件前後、年に約 2,600 件あるとのこと。

水道局から引き継ぎを受けた滞納者に対しては、局において所在確認及び金融機関調査を実施しています。

局での滞納整理業務の担当者は、その業務に特化してはおらず、すべての所在不明者の案件を調査することは人工的にも困難と考えます。

そのため、水道局で所在が把握できない滞納者の所在調査を尽くし徴収困難と考えている滞納者のうち、下水道使用料滞納額が 100 万円以上の高額滞納者については局への引き継ぎを依頼し、所在地調査及び各金融機関の調査を行うことなどを検討していきたいと考えています。

【報告書 82 ページ】 第 3・1(4)イ コスト増大に向けた財務体質の強化及び積極的な情報公開について

下水道施設の老朽化対策を行うためには、多額のコストを必要とすることが見込まれているため、今のうちから、将来に備えた長期的な資金対策を十分に検討し、実施していくことが必要である。アセットマネジメント手法による事業量と投資額の平準化のみならず、下水道事業での黒字分を内部留保として長期的に積み立てるなど、内部留保を手厚くし、独立採算を原則とする公営企業として、財務体質を強化することについても検討する必要がある。

また、下水道施設の老朽化対策の重要性や費用の必要性について、市民の理解を深めることも重要なことであるので、これらの取り組みについては、積極的に情報公開を行っていくことが必要である。

財務体質の強化については、中期経営プラン 2020 でも重点的に取り組んでおり、これまでも改築基本方針に基づき事業量と投資額の平準化を図るとともに、下水道施設の延命化によるライフサイクルコストの縮減などの取組を実施しています。

また、老朽化対策については、既に改築基本方針や下水道ビジョン 2030 の冊子やホームページ、出前講座などを通じて、積極的な情報発信に努めています。

今後も、冊子やホームページ、出前講座などを通じて、老朽化対策に関する積極的な情報発信に努めます。

また、コストの縮減と財源の確保による財務体質の強化に引き続き取り組み、将来に備えた長期的な財源の確保については、資産維持費の導入による内部留保の長期的な積み立てを含め、今年度から検討していきます。

【報告書 87 ページ】 第 3・1(5)イ 人材確保に向けたインターンシップ及び学生への情報発信について

将来の人材確保に向けた採用面における取組としてインターンシップがある。一般企業では、令和 2 年度においては集合形式だけでなく、WEB によるインターンシップの開催がされているようであり、多くの学生への就職への動機づけの機会を提供することが可能と思われる。

さらに学生向けでは、ホームページの充実、SNS の活用など下水道事業の情報発信を高め、下水道事業への興味を持つ機会を増やす必要がある。

下水道河川局では、近年、インターンシップの受入を行っていませんが、大学生と連携して、下水道に関するイベントを開催するなど、学生への積極的な働きかけに努めています。

また、学生世代への広報活動の一環として、ホームページや SNS などを通じて、積極的な情報発信に努めています。

今後も、学生世代に対し、下水道事業に興味を持ってもらう機会を増やすため、インターンシップの受入や、民間団体と連携したイベントの開催を検討するほか、パンフレットや札幌市の公式 SNS など、多様な広報媒体の更なる活用により情報発信に努めていきます。

【報告書 92 ページ】 第 3・1(6)エ 環境報告書における目標値の設定について

環境報告書における目標の設定について、単年度ではなく中長期的な目標を置くべきであり、各年度にはその進捗状況を把握し、目標の達成割合を分析し、継続的に改善していく PDCA サイクルの適切な運用をするべきである。

現在策定中の中期経営プランで下水道エネルギーの有効利用による温室効果ガス削減量を目標値として設定しているとのことであるが、そのような目標値を設定し、さらなる取組を実施することを期待する。

環境報告書は、環境対策の観点から、関連事業を絞り込んで分かりやすくまとめたものであり、中期的な下水道事業の行動計画として、PDCA サイクルにより事業計画や目標の進捗管理を行う中期経営プランとは使い分けています。

なお、中期経営プランでは、主な事業について目標を設定していますが、環境に関連する事業については、降雨の影響を受け、分析を踏まえた改善が困難であることから、目標は設定していません。

今年度策定する予定の次期中期経営プランでは、下水道エネルギーの有効利用による温室効果ガス

削減量を目標値として設定することとしており、プランの策定に併せて、環境報告書の内容についても再整理する予定です。

【報告書98ページ】第3・1(7)ウ(ア) 下水熱ポテンシャルマップのさらなる利用促進について
下水熱ポテンシャルマップについてはさらに積極的な利用促進を図るべきである。将来的な収益が見込まれるのであれば、一時的な使用料無料などのキャンペーンを使った利用促進を検討する余地はあると思われる。

また、下水熱ポテンシャルマップについては、市のホームページへの掲載やパンフレットの配布等を行っているが、知らない民間事業者も多いと思われるため、ホームページのさらなる充実を図り、市民あるいは民間事業者の認識を高める必要がある

下水熱の利用促進を図るため、以下を実施してはいたしましたが、下水の持つ熱量やその位置を示した下水熱ポテンシャルマップについて、さらなる積極的な利用促進を図るべきであるとのご意見があったものです。

- ① 下水熱ポテンシャルマップ及び下水熱紹介パンフレットを作成し、配架
- ② 上記資料をホームページに公開、及び建築事業者等（900社）へ配布

下水熱の利用促進のためには、下水熱ポテンシャルマップについて、市民あるいは民間事業者の認識を高めることが重要であると理解しております。そのため、市有施設導入事例を増やし、モデルケースとしてホームページで紹介するなど、情報発信を強化したいと考えております。

【報告書98ページ】第3・1(7)ウ(イ) 様々な民間活用方法の検討及びICTの活用について
市においては、PPP/PFI手法による民間活用など、民間に委託することにより業務が効率化・コスト低減化が図れるものであれば、できるだけ民間に委託するよう検討するべきである。

また、ICTの活用も積極的に検討する必要がある。運転管理及び保守管理だけではなく、意思決定に重要な財務管理等に係るICT化の促進は将来的には避けては通れない。業務の効率化・コスト低減化だけではなく、情報の蓄積、人材の流動化に対応できるよう積極的に検討する必要がある。

これまでも、水再生プラザの運転管理業務の委託など、業務の効率化やコスト削減の観点から、可能な限り民間委託を実施しています。

また、下水道施設の運転管理・保守管理におけるICTの活用に関しては、管路調査におけるAIの導入を検討しているほか、国が主導する調査及び研究の動向を注視しているところです。

今後も、多様なPPP/PFIの調査・研究を通じ、効率的な事業運営について検討します。

また、下水道施設の運転管理・保守管理におけるICTの活用について、引き続き管路調査におけるAI導入の検討を進めるとともに、国が主導する調査及び研究の動向を注視するほか、財務管理等に係るICTの導入については、他都市の導入実績の把握に努めるなど、検討を進めていきます。

イ 「第3章 監査の結果及び意見・2 中期経営計画に係る監査の結果及び意見」 関係

【報告書114ページ】第3・2(3)ア 中期経営計画2020における未達見込の事業
未来を見据えた下水道行政を行うためにも、計画未達の要因を改めて分析を行い、各事業の実施時期や優先順位、さらにそもそも計画へ織り込むべきであったかを含めて、検証を行う必要があると思慮する。その上で、なお下水道行政において必要不可欠な事業については確実な実施が求められる。

計画した事業は、5年間での実施が必要と判断し計上しておりますが、事業を進めていく過程においては、社会情勢の変化や、整理しなければならない課題が生じ、事業を調整して対応せざるを得ない状況が生じますので、一部事業の先送りはやむを得ないと考えます。

なお、事業の調整にあたっては、優先して実施しなければならない事業は確実に実施しています。

中期経営プラン2020の執行において、当初の計画通りに実施できず先送りにした事業については、要因の分析等を行った上で、必要な事業については次期中期経営プランに計上しており、新たな計画に基づき確実に実施していきます。

【報告書 115 ページ】第 3・2(3)イ 下水道事業におけるより効果的な広報活動の模索について

現状においても、「情報提供」による市民理解の促進として下水道科学館の活用や、下水道パネル展の実施、出前講座等を行っているが、より効果的な広報活動を模索していくべきである。特に、アンケート調査を下水道パネル展にて行っており、2019年度開催においては800件の回答を得ているが、アンケート内容はパネル展そのものに対する設問になっており、下水道事業への意識動向や、例えば広報事業に対する魅力的な手法を聞くような設問により、広報手法に対する調査研究を進めることも、市民理解を進めていく上で必要と考えられる。

これまでも、意見にあるような、下水道科学館やイベントなどを活用した効果的な情報発信を実施しているほか、令和元年度には、市民に対し、下水道そのものに対する意識や広報手法など、下水道事業に関する意識調査を実施しています。

今後も、下水道科学館や下水道事業パネル展、出前講座などのイベントを通じ、より効果的な広報活動を実施するほか、下水道に関する意識調査やアンケートにより市民のニーズを把握し、市民理解が深まるような情報発信の手法についても検討していきます。

【報告書 116 ページ】第 3・2(3)イ 下水道事業の情報発信のターゲットおよび情報発信方法について

人材の育成・確保も含めると高校生や大学生などをターゲットとした情報発信がこれから重要である。さらに、産業界特に下水道事業と現時点では全く関連のないと思われる他産業に対する情報発信も必要である。

現時点においても、下水道に対する関心を高めてもらうよう、大学生と連携した広報イベントの実施や、市の公式 SNS を活用したイベント情報の発信などに取り組んでいるほか、YouTube の活用も進めており、さらにホームページについても、令和3年度中のリニューアルに向けた作業を進めているとのことであるが、時代に即した広報ツールの活用や、イベント情報に留まらない下水道事業そのものへの市民理解を深化させるための下水道河川局独自の SNS 発信等、より一層積極的に進めていくことが望まれる。そして、特にホームページに関しては、単なる情報発信にとどまらず、市民目線から積極的に下水道事業の情報にアクセスできるようなものへと昇華されていくことも強く望むものである。

下水道に対する関心を高めてもらうよう、これまでも大学生と連携した広報イベントの実施や、札幌市の公式 SNS を活用したイベント情報の発信を行っているほか、現在、公式ホームページのリニューアルに向けた検討を進めているところです。

また、下水道の持つポテンシャルに関し、下水熱ポテンシャルマップのホームページへの公開や、建設事業者への配布などにより、情報発信を行っています。

今後も、大学生と連携した広報イベントの実施や、札幌市の公式 SNS を活用したイベント情報の発信などを通じ、学生世代への効果的な情報発信を実施するほか、YouTube や局独自の SNS などの活用による、積極的な情報発信を検討します。公式ホームページのリニューアルにあたっては、市民の目線に立って、下水道事業をわかりやすく理解できる内容となるよう検討していきます。

また、下水道の持つポテンシャルを活用してもらうため、他産業に対しても、下水熱の利用などについて積極的な情報発信を検討します。

ウ 「第3章 監査の結果及び意見・3 財産管理に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書 125 ページ】第 3・3(3)イ 固定資産台帳の運用について

市では、登録内容や記載方法が統一されていないことにより、固定資産に登録されている資産を特定できない状況である。この結果、固定資産台帳の目的を達成できず、誤った金額が決算報告書に計上されている可能性がある。

このため、固定資産台帳への登録内容、記載方法を統一し、その正しい運用を徹底する必要がある。また、主たる利用目的が異なるものの、設備維持管理システム上の資産と固定資産台帳上の資産の照合が困難な状況は資産管理を複雑化しているとも考えられる。両システムに登録される資産につ

いては、資産コード等で照合可能な運用が望ましい。

本件は、複数の設備等を固定資産台帳へ一括して登録したため、登録名称から特定しづらい資産があったことについて、登録内容や記載方法を統一すべきとのご意見があったものです。また、併せて、資産管理の複雑化を解消するため、固定資産台帳と設備維持管理システムで共通の資産コードを付すなど、相互に照合可能な運用が望ましいとのご意見があったものです。

・過去においては複数の設備等を一括して登録していた資産がありましたが、現在は個別に登録しており、今後も個別登録を継続します。

・設備維持管理システムと減価償却の算定を目的としている固定資産台帳は目的が異なるため、費用面を含めて相互に照合可能な運用は現時点においては困難ですが、今後基幹業務システムの再構築を行う予定であり、その中で検討したいと考えております。

【報告書 128 ページ】 第 3・3(5)イ 固定資産の現物管理

多額かつ多数の固定資産を管理する場合、固定資産管理の重要性は大きく、定期的な固定資産の現物確認が必要と考える。現状実施されている設備維持管理システム上の資産への保守・点検を維持しつつも、同システムと固定資産台帳との連携を充実させ、また、固定資産台帳を整備し、網羅的な固定資産管理を徹底する必要がある。

適切な固定資産管理のためには、固定資産の現物確認のほか、固定資産台帳と設備維持管理システムを連携させることが必要との意見です。

・定期的に固定資産の台帳に基づく現物確認を行い、適切な固定資産管理に努めます。

・設備維持管理システムと減価償却の算定を目的としている固定資産台帳は目的が異なるため、費用面を含めて連携は現時点においては困難ですが、今後基幹業務システムの再構築を行う予定であり、その中で両システムの連携の充実を含め検討したいと考えております。

【報告書 132 ページ】 第 3・3(8)イ 建設仮勘定の資産性の判断

今回調査した建設仮勘定の一部 (No4, 8~14) については、既存施設的能力や環境に関する調査費用や将来の建設工事の意思決定に寄与するための調査研究費用が建設仮勘定として計上されており、資産性は認められず一時費用として計上すべきと考えられる。この結果、合計 67, 167 千円が本来一時費用とされるべき支出と考えられる。

各種調査及び設計については、建設工事が完成するまでの期間は建設仮勘定として整理し、工事が完成した際に当該固定資産に振替を行っております。

このうち、既存施設的能力や地質調査など各種調査については、建設規模の精査や基礎構造物の検討など建設工事を見据えた必要調査であることから建設仮勘定としておりますが、資産性は認められず一時費用として計上すべきと考えられるとのご意見があったものです。

ご意見を受けた建設仮勘定のうち、No4, 11~13 については、調査実施時は資産形成に必要な業務ではありましたが、その後の調査により建設工事が見送られたことから資産性はなくなっております。このため、これらについては、令和 2 年度決算において雑支出にて一時費用として処理いたしません。

また、No8~10, 14 については、現在建設中の施設の工事に必要な業務であり、資産性はあると判断していることからこれらの工事が完成し供用開始した時点で、建設仮勘定から各固定資産へ振替を行います。

エ 「第 3 章 監査の結果及び意見・4 契約事務に係る監査の結果及び意見」 関係

【報告書 145 ページ】 第 3・4(3)イ(イ) 札幌市工事請負契約等における随意契約のガイドラインの見直し

札幌市工事請負契約等における随意契約のガイドラインは、昭和 61 年に規定して以来 1 度も改正がされずに 35 年以上が経過している。また、市は、これまでの間、物品役務に関して単なる事例の摘示にとどまらない「随意契約ガイドライン (物品・役務契約)」を平成 25 年 3 月 22 日に制定している。

工事等に関する随意契約に関しても、わかりやすいガイドラインに改訂することは、市民のため、また、市の契約事務の適正さを担保するためにも、事例の充実を図り、市の契約事務における留意点の反映を加える等、より分かりやすいガイドラインへの見直しがされるべきである。

「随意契約ガイドライン（物品・役務契約）」は、必ずしも契約事務に精通しているわけではない各発注部局の契約担当職員向けに制定したものであるため、随意契約にあたっての留意事項等を詳細に記載することで、恣意的な運用を防止することを目的としたものです。

一方、工事契約においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号で規定するいわゆる少額随意契約の場合を除き、原則として契約管理課において契約事務を集約しております。したがって、「札幌市工事請負契約等における随意契約のガイドライン」は、契約事務に精通した契約管理課の職員を想定したものとなっています。

なお、各発注部局の契約担当職員向けには、「小額工事等の施行及び契約事務の適正化に関するガイドライン」や「契約事務ハンドブック（工事等契約事務編）」において詳細な説明を設けております。

工事契約における随意契約の適正な運用のため、日頃より他都市における事案等を調査・研究のうえ、課内周知に努めるとともに、必要に応じて「札幌市工事請負契約等における随意契約のガイドライン」等の改正を行って参ります。

【報告書151ページ】第3・4(3)ウ(ウ) 再委託業務以外の業務の契約方法

今後市において下水道科学館の運営管理業務の契約方法についての再検討が見込まれるところ、その際には、再委託業務に限らず、そもそも下水道科学館の運営管理業務についても公社との契約によらなければならないのかを再度検討されたい。

札幌市下水道科学館は、下水道の役割や重要性を市民に発信し、本市の下水道事業への理解を深めることを目的とした広報施設であり、運営にあたっては、本市の下水道事業について専門的な知識を有するとともに、利益確保に偏ることなく、本市と一体となって、効果的に普及啓発を行うことが求められることから、これらの要件を満たす公社と随意契約を結んでいます。

他都市の類似施設の運営状況を参考に、今後の運営管理について検討していきます。

【報告書153ページ】第3・4(3)エ(イ)、オ(イ) 汚泥処理施設総括管理業務及び水処理施設総括管理業務について

対象施設を個別にではなく一括して公社に委託するのは、下水道事業の円滑かつ安定確実な履行の確保に加え、諸経費の削減等の経済効果が見込まれることが理由である以上、引き続き、その効果の検証を重ねるとともに、公社の業務の監督や人件費の削減等の経営努力を求めることが必要である。契約金額が高額であり、また、落札率も高いことから、この点留意した契約事務が履行されるべきである。

一般財団法人札幌市下水道資源公社（以下「公社」という。）は、下水道事業、河川事業及び道路事業に関する調査研究、普及啓発、資源の有効利用、施設の維持管理等を行うことにより、下水道事業、河川事業及び道路事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として昭和58年に設立された団体であり、札幌市の水処理施設の維持管理等に関する高度な専門知識と豊富な業務経験を有し、確実な履行が確保できる唯一の団体であることから、汚泥及び水処理施設総括管理業務を公社に委託しております。また、対象施設を一括して業務発注することで、下水道事業の円滑かつ安定確実な履行の確保及び諸経費の削減等を行っております。

公社は、本市が資本金等を出資している法人（以下「出資団体」という。）であることから、「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」に基づき、「札幌市出資団体評価システム」により出資団体の存在意義や運営体制、実施事業のあり方について恒常的に評価し、評価結果は札幌市のホームページ上で公表しております。

本業務は「下水道施設維持管理積算要領—処理場・ポンプ場施設編—」に基づき積算しており、対象施設を個別ではなく一括して発注することで諸経費率の低減が図られていることから、今後も同様の発注を行います。

また、公社の経営状況等については、これまでも「札幌市出資団体評価システム」により恒常的に

確認していますので、評価結果に基づき、必要に応じて経営努力を求めていくこととします。

【報告書158ページ】第3・4(3)カ(ア) 下水道台帳管理システム保守管理業務

同業務は、今後も継続的に毎年役務の調達がなされることが窺われるところ、そのような長期にわたって利用するシステムの利用に関する保守管理については、契約当事者の固定化の懸念があり、監査等を受けることなく見直しの契機や機会が得られにくい面がある。そのため、このような類の契約に関しては、随意契約の要件は満たすとはいえ、不定期に、他のシステムを導入した場合の維持管理費がどの程度のものかなどを意識的に調査し、参考にする運用も検討されたい。

システムの保守・運用・改修等にあたっては、一般的にシステム開発者へ委託せざるを得ないため、下水道台帳システム保守管理業務についてもシステム開発者が保守管理業務を担っています。

こうした、保守・運用等にかかる契約に関して、維持管理コストの調査を行い、参考とするようにとの意見があったものです。

システム更新の際には、維持管理費用を含めたトータルコストも調達要件の参考としていきます。

【報告書161ページ】第3・4(3)カ(イ) 厚別処理区国道36号(美しが丘1条10丁目他)下水道新設工事における業者選定調書の記載

ガイドラインの具体例に該当すれば無条件で特定の者1人から見積書を徴して行う随意契約にすべきといえるものではなく、実質的に法令上の要件に該当するかの検討を要するものであり、補足的にであっても、不利と認められる理由説明がなされるべきである。

当契約は、札幌市工事請負契約等における随意契約のガイドラインにおける「競争入札に付することが不利と認められる場合」に該当するものとして、特定の者1人から見積書を徴して行う随意契約としました。ただし、下記ガイドラインは、冒頭において、「特定の者1人から見積書を徴して行う随意契約（以下「特命」という。）によることができる工事は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに特命にすべきものとする趣旨でもない。なお、個々の発注工事の契約方式を特命によることとする場合は、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定する」と、その制定の主旨を明らかにしており、ガイドラインの具体例に該当すれば無条件で特命にすべきといえるものではなく、実質的に法令上の要件に該当するかの検討を要するものであり、補足的にであっても、「競争入札に付することが不利と認められる」理由の説明がなされるべきである旨、ご意見を受けたものです。

今後、特定随意契約を締結する場合において、業者選定調書の「特定の理由」の記載内容等は、ご意見を参考に記載してまいります。

【報告書161ページ】第3・4(3)カ(イ) 厚別処理区国道36号(美しが丘1条10丁目他)下水道新設工事の契約方法

本件は北海道開発局の工事の動向に左右される中、契約事務を進めるための時間があまりに制限されていたこと、その中でも北海道開発局の意向になるべく添えるようにと①擁壁関連工事と②歩道橋撤去関連工事をまとめて設計しようとしたことが原因と推察されるところであるが、選択肢としては、擁壁関連工事のみ先行して随意契約により契約を締結した上、次いで歩道橋撤去関連工事に関する契約事務を進めるのが無難であったと考える。

本件は、北海道開発局から、同局の交差点拡幅工事における支障物の移設工事として、大きく分けると下記2箇所の工事を要請されて施行したものです。

①擁壁関連工事

交差点拡幅に伴う北海道開発局施工の擁壁工事にあたり、本市所管の雨水管を令和元年10月末までに移設する工事。

②歩道橋撤去関連工事

交差点拡幅に伴う北海道開発局施工の歩道橋撤去後に、本市所管の污水管を移設する工事であり、擁壁関連工事完了に前後して、可能な限り早期の完成を要請されていた工事。同工事につい

ては擁壁関連工事とは別途工期を検討の上で、その工期を令和2年3月2日までと設定した。

この契約に際しては、事後に随意契約理由として公表されることになる、業者選定調書上の業者を「特定とする理由」に、10月末までが引き渡し期限である主な擁壁関連工事のみ具体的に記載し、工期の設定については、歩道橋撤去関連工事の工期である令和3年3月2日としたことが、業者選定調書の作成を明らかに誤ったものとして別途「指摘事項」とされております。

また、実際に工事を進めた結果としては、擁壁関連工事は工期内に施工を終えられたものの、北海道開発局の工事の遅れが大きく影響した歩道橋撤去関連工事は、厳冬期の施工を避けるため、工事を令和2年1月15日から3月23日まで一時中止とし、併せて工期も105日間延長することになってしまいました。

これらから、当初発注時の選択肢として擁壁関連工事のみ先行して随意契約により契約を締結した上で、次いで歩道橋撤去関連工事に関する契約事務を進めるのが無難であった旨のご意見を受けたものです。

当該2箇所工事場所は近接しており、また工事内容も同種であり、工期も約5か月間程度であったことから、当初発注時においては、工事をまとめることに合理性を欠いておらず、また、北海道開発局の工事の遅れについては予見が困難だったと考えています。

しかし、実際は、北海道開発局の工事の遅れによって、そのうち1箇所の工事がその影響を大きく受け、工期延期に至ったのも事実であることから、今後は、これらの事態が起きることを想定しながら、慎重に契約事務を進めてまいります。

【報告書165ページ】第3・4(4)ア(イ) 定山溪水再生プラザにおけるほう素処理に係る調査検討業務における指名競争入札選定根拠

「入札執行について(伺)」では、印刷時記載済みの3号を1号に訂正しており、定形の雛形をそのまま利用していると推察されるところ、契約事務手続きの適正、リスク管理の観点から、文書作成において注意すべきであり、その作成方法の改善が必要である。

本件は、契約事務で運用していた「下水道契約システム」から定型的に印字される根拠法令の条項(地方自治法施行令第167条第3号)を事案に適した内容(第1号)に手書き修正を加えなければならない事務処理方法について、リスク回避等の観点から改善を求められたものです。

プログラムに不備のある「下水道契約システム」は令和元年度をもって運用を中止しました。

現在は、案件ごとに柔軟に対応できる汎用ソフトを活用したシステムを新たに構築し、手書き修正を要しない事務処理により適正な契約事務の執行に努めております。

【報告書171ページ】第3・4(5)ウ(ア) 豊平川水再生プラザ第1処理施設最終沈殿池2系上屋ほか改修工事

本件同様のケースにとどまらず、過去の事例分析などを通じて、潜在的に同種結果が起りうるケースを集約しておくことはリスク管理上も必要で意義のあるものとする。

本件については、応札した7者中6者が失格という入札結果であり、原因を探る必要があると考え、数社にヒアリングを実施しております。

平成25年から30年度まではほぼ同内容の上屋改修工事であったのに対し、令和元年度の工事には、劣化進行により改修する必要のあった外壁改修工事を組み合わせており、ヒアリングを実施した業者からは、その部分の積算を見誤ったとの回答を得ております。

市の積算内容や設計図面に誤りはないものの、例年とは異なる工事内容とする際に、より分かりやすい表示を行うことで当該事象を防止できた可能性があると考えております。

ご意見を踏まえ、以下の取組を実施しております。

① 設計図面は、誤解を与えないよう分かりやすい表示を行う

上屋改修工事は令和2年度で完了していますが、内容の異なる工事を組み合わせて発注するケースは今後も発生する見込みのため、設計図面において、改修箇所の囲みの強調や、実線・点線の使い分けを行うなど、誤解を与えないよう配慮しております。

② 過去の入札結果の分析

過去3年分の入札結果を調べたところ、失格者が比較的多い案件がいくつか見受けられました

が、市の積算内容や設計図面に誤りはないため、業者の積算精度によるものと考えられます。

今回はご意見に基づき過去の入札結果を分析したところですが、今後も入札結果の集約及び蓄積を行い、リスク管理に努めていきます。

【報告書172ページ】第3・4(6) 再委託時の秘密保持義務

再委託契約の場合においても、市と受注業者との間における秘密保持義務は再受託者に対して同程度に課されるべきところ、市の説明においては、あくまで口頭で確認をとっているにすぎないとのことであった。

単なる口頭での確認で済ませるのではなく、市の有する秘密情報等が漏洩することを防止する意味においても、正しく秘密保持義務についての説明のほか書面を徴収する運用を検討するべきと考える。

基幹業務システム、財務会計システム、資金管理システムなどの保守委託業務の再委託において、秘密保持については、口頭での確認で済ませるのではなく、書面での徴収を行うべきとの意見です。

令和3年度契約から書面で徴収済みです。

オ 「第3章 監査の結果及び意見・5 決算に係る監査の結果及び意見」 関係

【報告書188ページ】第3・5(3)イ 決算業務体制等

決算根拠書類・消費税申告書作成に際し、留意事項をチェックリストとして作成・運用し、検討実施結果を記載したチェックリストを含めた、残高内訳資料の根拠を集めた決算用綴あるいはファイルの作成などにより、決算業務の次年度以降への効率的かつ効果的な引継方法等を検討すべきである。

また、研修会への参加機会の増加や税理士・公認会計士等専門家の関与なども検討し、正しい決算書・消費税申告書が作成できる体制を構築する必要がある。

消費税申告について過大申告の指摘がなされ、過去に遡り更正請求を行いました。

決算算定及び消費税申告について、特に消費税は制度の複雑さから、研修会への参加の増加や、税理士・公認会計士等専門家の関与なども検討すべき、また、決算業務の次年度以降への効率的かつ効果的な引継方法等を検討すべきとの意見です。

令和3年度からリモートを含め研修会への参加を増加いたします。また、専門家の関与についても、今後、時期や方法、費用を含め検討いたします。併せて、既存のマニュアルを再整備し、チェックリストの機能面を高めます。

【報告書191ページ】第3・5(4)ウ 下水道事業の職員の退職金の負担

会計の原則に従えば、退職時の部署に関わらず、在職していた部署において在職期間に対応する退職金相当額を負担すべきである。

ただし、上記の取扱は全政令指定都市において同様であり、また、実際に行うとなるとシステムの変更など大きな負担の生じる可能性が高い。加えて、各会計における人員配分・年齢構成等が大きく異ならないのであれば人事異動があっても局の負担はさほど変わらないという可能性もある。

そのため、在籍期間に応じた退職金にかかる費用を在職部局にて負担することとした場合の下水道事業及びその他部局が負担する額を試算するなど、サンプルベースにて影響額を把握する等の方法にて、変更の要否について検討する必要がある。

本件について、現行の退職手当算出方法と在職期間に応じて各会計で按分する方法を比較すべく、令和2年度の定年退職者から20名の職員（全定年退職者の内訳と同程度の割合となるよう各部局から抽出）を用いて試算しました。その結果、各会計の退職者数及び退職手当支出額の割合は、下記のとおりとなり、大きな差がありませんでした。

退職者数実績値 → 一般会計 79.0%、下水 5.1%、交通 6.6%、水道 9.3%

退職手当額実績値 → 一般会計 79.4%、下水 5.1%、交通 6.1%、水道 9.4%

退職者数試算値 → 一般会計 80.0%、下水 5.0%、交通 5.0%、水道 10.0%

退職手当額試算値 → 一般会計 79.3%、下水 4.0%、交通 7.0%、水道 9.7%

さらに、退職手当算出方法を変更する場合、現行のシステム改修の他、各部局間での調整等が必要となるため大きな負担が生じることが推察されます。

このような事情から、現行の算出方法を採用しており、今のところ算出方法を変更する予定はありません。

本市の退職手当算出方法に関しては、全政令指定都市の状況を鑑みつつ、必要に応じて変更の要否について検討を続けてまいります。

【報告書196ページ】第3・5(5)イ PCB、アスベスト処理費用引当金の計上

PCB廃棄物の対象となる変圧器等を保管、アスベストについての処理計画があるにもかかわらず、その処分費用の引当金が計上されていなかった。

PCB廃棄物、アスベスト処理計画の通り機器類については現在処分中のものもあるとのことであるが、今後、同様の物件等の保管、処理計画が明らかとなった場合は、その存在が明らかになった時点で引当金として計上すべきである。

PCB廃棄物、アスベスト処理等、法律上処分が義務付けられているものは引当金を計上すべきであるという意見です。処理量、単価が未確定で変動要素が大きいため、計上を行っていませんでした。

今後、同様の物件等の保管、処理計画等が明らかになった場合は、個別に偶発性について判断し、計上を検討します。

カ 「第3章 監査の結果及び意見・6 平成14年度包括外部監査における指摘事項の現況」関係

【報告書215ページ】第3・6(5) 下水道使用料の延滞金について

下水道使用料の延滞金については、下水道条例制定の昭和34年から今日まで徴収されてきていないが、正規納入者との公平の観点から、その取扱いにつき再検討されるべきである。

条例上、下水道使用料の延滞金は徴収することになっており、これについては、これまでも検討を重ねてきましたが、徴収コストや事務負担の増加、水道局と共有している上下水道料金オンラインシステムの改修(債権額や延滞金額が少額の場合の切り捨て計算、納付日の確認などの機能の新設)を要するなど、問題点が非常に多く、解決が難しいことから徴収することに至っていないのが現状です。

令和3年度から上下水道料金オンラインシステムの再構築を行います。その新システムに延滞金に関する内容を盛り込むことなどを含めて水道局と協議したところ、導入するにあたり、業務負担、運用面等を含め、様々な課題を整理する必要がある、その上で延滞金徴収に関する業務フロー、仕様書等を作成しなければならないことから、現時点においては新システムの運用開始までに間に合わせることはスケジュール的に困難であると判断いたしました。

しかしながら、延滞金の徴収に係る課題解決に向け、引き続き水道局と協議、検討を継続していきたいと考えています。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和元年度

■ 監査テーマ 子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行について

(1) 指摘

※ 以下、表の上段に指摘（要旨）、下段に指摘に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「第3 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・5 北区及び南区保健福祉部における子育て事業に関する監査結果」関係

【報告書315ページ】第4・5(2)ア(エ) 児童手当支給事務費

児童手当の過支給分の返還にあたって、内払調整（児童手当13）をする際、必要事項の誓約等の書面を対象者から取り付けていない。全区に共通の事象であり、北区のみならず本市全体で是正が必要である。

本件は、児童手当の過支給分の返還にあたって、内払調整（将来の給付をしないことにより回収する方法）をする場合は、本市外への転居の予定が無いことや、転居の際には一括して残返還金を支払うこと等を書面により確認し、回収可能性について検討した上で判断すべきとのお指摘があったものです。

内払調整を行なう際の処理方法を次のとおりに行なうことといたしました。

①債務者へ内払調整について説明し、内払調整期間内に市外転出する予定がないかを確認する。

②市外転出予定がなく内払調整により債権の回収が可能と判断した場合は、「内払調整に関する同意書」の提出を求める。

※同意書文面に、本人より内払調整を希望する旨の記載あり。

③内払調整開始後、債権完済前に市外転出することになり、内払調整ができなくなった場合は、速やかに債権残額を支払わせる必要があることを伝え納付を促す。

④内払調整期間内に完済しきれない金額があることを事前に把握している場合は、完済しきれない額を予め納付書にて支払わせる等の対応を行う。

(2) 意見

※ 以下、表の上段に意見（要旨）、下段に意見に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「第3 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・2 子ども未来局子育て支援部・支援制度担当部における子育て支援事業に関する監査結果」関係

【報告書255ページ】第4・2(2)ア(オ) 児童扶養手当費・児童扶養手当支給事務費

児童扶養手当返還金については、相当長期間にわたって繰越調定がなされているものが多く認められるところ、その中には債務者が口頭で債務承認をしたものが多く含まれている。しかし、口頭のみ承認では時効中断の立証は困難であり、結局、無用な債権管理を継続していた帰結となりかねない。純粋な口頭による債務承認に対しては、速やかに債務承認書面を徴取するように留意すべきである。

返還金債権については、相当長期間にわたって繰越されているものが多く、口頭の承認のみで消滅時効の中断があったと取り扱うこと自体が誤りではないが、仮に消滅時効を援用された場合、口頭での承認を立証することは困難であります。

結局のところ消滅時効が完成している債権について管理を継続していただけないという無用な債権管理事務を行っていたという帰結になりかねないため、一部弁済などの外形的行為を伴わない純粋な口頭による債務承認や支払猶予要請に関しては、できる限り速やかに債務承認書面を徴求するように留意すべきというご意見でした。

口頭での承認も有効であるためこれまで書面を徴取しておりませんが、監査人の意見を受けて、必要に応じて書面を徴取することといたします。

■ 監査結果報告年度 平成 29 年度

■ 監査テーマ 教育委員会及び市立学校における財務事務の執行について

(1) 意見

※ 以下、表の上段に意見（要旨）、下段に意見に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「第3 外部監査の総括（総論）・2 教育委員会事務局に関する財務事務の総括」関係

【報告書99ページ】第3-2(1) 学校徴収金に関する諸問題と解決の方向性

給食費に関する公会計方針の導入には、相当の準備期間と経費負担が生じるが、公会計化によって多様な効果が見込まれるほか、国においても導入に向けた準備を進めることが確実となった現状に照らし、本市においても、公会計化の導入を具体的に検討すべきである。

公会計化の導入は、学校給食費の透明性・公平性の向上、食材調達の実定化、学校事務の一部軽減等が期待できる一方で、新たな徴収・管理システムの開発や人員配置を含めた体制の構築が必要であること、またすでに公会計化した他自治体では未納率の悪化が見られる等のデメリットも無視できないことから、慎重な検討が必要と考えています。

このため、令和3年度から係長職1名を増員し、国が作成した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」や、他都市における先事例を参照しながら、公会計導入の具体的な検討を進めてまいりたいと考えています。